



## 2 離婚

### 2-2 離婚と子ども

日本の法律では、満20歳未満の子どもがいる場合、親権者を決めなければ離婚届は受理されません。

離婚後300日以内に生まれた子は、戸籍上前夫が父親となります（民法772条）。実親が異なる場合は親子関係不存在確認の訴えを起す必要があります。

離婚後一方の親が子どもの親権などを確定しないまま国外に連れ出すと、誘拐罪が適用され、子どもはすみやかに元の国に送還されます。（子どもの奪取に関するハーグ条約、1980）